

熊本県立大学大学院環境共生学研究科
博士前期課程 学位論文審査基準

【審査体制】

1. 論文審査の体制

論文の審査は、研究科内に学位審査委員会を組織し、審査にあたる。

2. 学位審査委員会の組織

学位審査委員会は、研究科博士前期課程での論文指導資格を有する教員の中から、主査 1 名、論文指導資格あるいは講義担当資格を有する教員の中から副査 2 名以上によって構成する。なお、必要に応じて、副査のうち 1 名を学外から招くことができる。

【評価基準】

1. 審査対象となる論文は、環境共生に関わるテーマを科学的に研究した成果をまとめたものであること。
2. 審査対象となる論文は、学術的価値が認められるものであること。
3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。

【評価方法】

1. 上記評価項目をすべて満たした学位論文を合格とする。
2. 審査委員会は、学位論文および最終試験の可否に関して、審査委員の合議によって決定する。
3. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

【関係規則】

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程

熊本県立大学大学院環境共生学研究科
博士後期課程（課程博士）学位論文審査基準

【審査体制】

1. 論文審査の体制

論文の審査は、研究科内に学位審査委員会を組織し、審査にあたる。

2. 学位審査委員会の組織

学位審査委員会は、研究科博士後期課程での論文指導資格を有する教員の中から、主査 1 名、論文指導資格あるいは講義担当資格を有する教員の中から副査 2 名以上によって構成する。なお、必要に応じて、副査のうち 1 名を学外から招くことができる。

【評価基準】

1. 審査対象となる論文は、独創性・新規性が認められるものであること。
2. 審査対象となる論文は、学術的価値が高いものであること。
3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。

【評価方法】

1. 上記評価基準をすべて満たしていること。
2. 博士後期課程入学時から学位審査申請日までに、学位論文に関連する査読付き論文を 3 報（うち第一著者の論文 1 報）、または、第一著者の査読付き論文を 2 報公表していること。
3. 審査委員会は、学位論文および最終試験の合否に関して、審査委員の合議によって決定する。
4. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

【関係規則】

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程

熊本県立大学大学院環境共生学研究科
博士後期課程（論文博士）学位論文審査基準

（審査体制）

1. 論文審査の体制

論文の審査は、研究科内に学位審査委員会を組織し、審査にあたる。

2. 学位審査委員会の組織

学位審査委員会は、研究科博士後期課程での論文指導資格を有する教員の中から、主査 1 名、論文指導資格あるいは講義担当資格を有する教員の中から副査 2 名以上によって構成する。なお、必要に応じて、副査のうち 1 名を学外から招くことができる。

（評価基準）

1. 審査対象となる論文は、独創性・新規性が認められるものであること。
2. 審査対象となる論文は、学術的価値が高いものであること。
3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。

（評価方法）

1. 上記評価基準をすべて満たしていること。
2. 学位審査申請日までに、学位論文に関連する査読付き論文を 6 報（うち第一著者の論文 2 報）、または、第一著者の査読付き論文を 4 報公表していること。
3. 審査委員会は、学位論文および論文試問・学力試問の合否に関して、審査委員の合議によって決定する。
4. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

（関係規則）

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程